

建設工事における配置予定技術者の取扱いについて

平成24年 3月 16日

財団法人函館市住宅都市施設公社では、平成24年度より条件付き一般競争入札に参加する際に提出していただいた配置予定技術者調書を、落札後から契約締結までの間、配置する技術者を変更することを可能とします。

この場合、配置する技術者を変更する旨を、書面(変更届)によりご提出ください。

※ 建設工事における配置予定技術者の変更のながれ

変更届

配置予定技術者調書(変更後)